

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>(契約の概要) 障がい（児）者、介助を要する高齢者の社会参加及び自立支援を図るため、県が所有するリフトバス「ながら号」の運行を通じて、障がい（児）者、介助を要する高齢者が外出する機会等を提供するもの。</p> <p>(特殊性の説明) リフトバスの利用対象者は障がい（児）者、介助を要する高齢者等であることから、業務の実施に当たっては、利用希望者の状況や特性を十分に理解した上で利用の可否を判断するとともに、福祉的な側面から必要な配慮を行った上でバスを運行する必要がある。</p> <p>このため、利用者の募集から実際の運行、利用料の徴収までを円滑に行う事業運営能力を有するとともに、各福祉分野に関する深い理解と専門的知識を有する者にしか、本業務を実施することはできない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>岐阜県社会福祉協議会は、昭和62年から本業務を受託し、安定した運営を行っており、業務実施に必要な事業運営能力を有している。</p> <p>また、福祉に関する様々な研修を企画し開催するなど、各福祉分野に関して深い理解と専門的知識を有しており、必要な福祉的配慮を行いつつ、リフトバスの運営を円滑に行うことができる。</p> <p>これらのことから、同協議会以外に、運行目的に適う形でリフトバスの運営を行う能力を有する者はなく、本業務は同協議会以外には実施できない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。